

令和4年度 第3回 長野県青少年問題協議会

日 時：令和5年3月15日(水)

10時30分～12時07分

場 所：長野県庁議会棟第1特別会議室

1 開 会

○井原補佐

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第3回長野県青少年問題協議会を開会します。

私は、県民文化部こども若者局次世代サポート課課長補佐兼青少年育成係長の井原と申します。本日は司会を務めさせていただきます。

それでは開会に当たりまして、こども若者局長の野中祥子より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○野中こども若者局長

おはようございます。こども若者局長の野中でございます。

本日は、令和4年度第3回長野県青少年問題協議会の開催に当たりまして、お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年中2回にわたりまして開催いたしました当協議会におきましては、本年度で改定をいたします次期「長野県子ども・若者支援総合計画」の策定に関し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくりなど、計画の柱となる項目の施策案をお示しいたしまして、皆様にも大変活発な御議論をいただいたところでございます。

その後、前回、前々回の協議会で皆様からいただきました御意見、また、パブリックコメントにより広く県民の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、計画案を策定をしております。

本日は、本年度最終となる第3回の協議会でございますので、本日もちまして、本計画案を御了承いただき、今後5年間、女性・若者に選ばれる県づくり、子ども・若者や女性の幸福追求に尽力をしてみたいと考えております。

本日は皆様から、計画に位置づけられた各施策の実行段階において力を入れるべき点、また配慮すべき点など、計画の実効性を高める上での御意見をいただければと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はぜひよろしく願いいたします。

○井原補佐

ありがとうございました。

では、本日の資料の確認をしたいと思います。お手元に用意させていただきました、次第、出席者名簿、配席図、子ども・若者支援総合計画の概要版と全文の以上となっておりますので、御確認をお願いいたします。

ここで、本日の協議会の定足数について申し上げます。長野県附属機関条例により、本協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。委員15名中、本日出席は10名となりますので、定足数である過半数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、宮澤委員と矢澤委員につきましては、ZOOMでの参加となっております。池田委員、小山委員、戸谷委員、吉澤委員、若林委員については、本日御都合により欠席となっております。

また、本日のこの協議会ですが、議事録を作成するために録音をさせていただいて、後日ホームページで公開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 議 事

(1) 次期長野県子ども・若者支援総合計画策定について

○井原補佐

では、早速ですが議事に移ります。長野県附属機関条例により会長が議長を務めるとされておりますので、荒井会長に議事の進行をお願いいたします。

○荒井会長

皆さん、こんにちは。信州大学の荒井でございます。

次第を御覧下さい。本日は令和4年度第3回ということで、本年度最後になりますが、よろしく願いいたします。

本日の議事内容は1点になります。お手元にあります計画案の内容について、事務局から説明いただきまして、皆さんから注力すべき点、実行力を高める上でのポイントなどコメントをいただけたらと思っております。

では、事務局のほうから資料説明をお願いいたします。

○市村補佐

次世代サポート課課長補佐の市村でございます。

お手元の資料1「長野県子ども・若者支援総合計画」の概要版にて説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

この計画の策定に当たりましては、これまで2回にわたり貴重な御意見をいただきまして、改めて感謝申し上げます。第1回の協議会の中では、全般にわたる御意見として、子ども・若者が夢を持ってずに諦めてしまうことが多い、大人や社会が目指したいものもしっかりと打ち出していないと乗り越えることができないといった御意見ですとか、子育てに関して他の自治体で行われている例などを参考にして、思い切った取組を進めてほしいという御意見、不登校の子どもたちが学ぶことへの支援についてもしっかりと計画に位置づけてほしいといった御意見を頂戴しました。

また、第2回の協議会では、全般にわたる御意見といたしまして、コロナ禍の中、子どものメンタル面の不調など、長い目で見るとコロナ禍からの回復、これをしっかりと考えていかなければいけないといった御意見。また、個別の分野では、育児休業法の改正を踏まえて県としてしっかりと子育て支援を講ずること、また若者の自殺が増えている中で、

SOS の出し方など、県としてしっかりと取組を進めていってほしいという御意見を頂戴しました。このような御意見を踏まえる中で、今回案として取りまとめをさせていただいたものでございます。

それでは、お手元の資料1でございますが、1枚おめくりください。

まず、1の「策定の趣旨」でございます。

長期にわたるコロナ禍や急速な社会の変化の中、特に子ども・若者は変化による影響を受けやすいという状況がございます。またこのような状況の中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加など、子ども・若者の置かれている状況がより厳しさを増しているという状況でございます。

この計画につきましては、このような状況を踏まえる中、社会全体で応援するための取組、これを県の総合5か年計画と同じく、おおむね2035年の長野県の将来像、これを検討する中で、これを実現するための今後5年間の行動計画としてまとめたものでございます。

2の「子ども・若者を取り巻く状況」でございます。大きく「社会全体の状況」と「子ども・子育て家庭の状況」と分けてございますが、社会全体の状況に関しては、国でも現在議論が行われていますが、少子化の急速な進行、こちらに関しては未婚化・晩婚化の進行と併せて、コロナ禍の中で、やはり結婚ですとか、妊娠・出産に後ろ向きな気持ちの高まりという中で、右側に数値もございますが、これからさらに少子化に拍車がかかってしまうおそれがあるということが1点。

併せて、2番目でございますが、11月の協議会の中では教育格差についても御意見を頂いたかと思えます。特にコロナ禍の中で生活困窮世帯への暮らしの大きな影響、右側では、中ほどにございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯全体の収入が減ったと回答した割合、これが一般家庭はもとより、困窮家庭では5割を超えているという中、併せてその上の部分でございますが、経済的な理由により希望する進学先に進学する予定がないと回答する困窮世帯の割合が、5年前に比べて2倍以上になっているということで、これまで以上に貧困の連鎖の懸念があるという状況でございます。

併せてコロナ禍の影響の中で、先ほどの雇用・収入に関するもの以外に、なかなか数値では表れにくい部分でございますが、コミュニケーションの不安やストレス、これがやはり、子どもたちの心身に大きな影響を与えているということが考えられるところでございます。

併せて社会全体のデジタル化の急速な普及、右側には、自分が使えるスマートフォンがあると回答した子どもの割合で、小学6年生の段階で約6割の方が「使える」と回答いただいているわけですが、利用が進み利便性が高まっているという反面、インターネットでのいじめですとか、ネット依存、ゲーム依存の懸念があるというところでございます。

併せて、子ども・子育て家庭の状況でございます。こちらに関しましては、今回この計画の策定に当たりまして、子どもと子育て家庭の生活実態調査を昨年6月から7月にかけて、県内の子どもですとか、保護者の皆様方を対象に調査をしたところでございます。

そのような調査の中では、例えば、1番目の項目、いわゆる将来への夢や希望、第1回の中でも御意見を頂戴した部分でございますが、将来の夢ですとか、なりたい職業について、学年が上がるにつれ低下するとともに、5年前の同じ調査と比べてもやはり数値が下

がっているという部分、併せて、生活ですとか、教育、これに関しては困窮家庭では右側にございますとおり、全体に比べて授業が分からないと回答されている方が5割以上という中で、コロナ禍の拡大による変化として学校の授業が分からないと感じるという割合も、困窮家庭で高くなっているという中で、さらにこの部分の格差が拡大してしまうおそれがあるという部分でございます。

併せて、生活の満足度、これは全てを包括するような指標になるかと思いますが、これに関しても、一般家庭と困窮家庭で差が開いているという状況でございます。

このような状況を踏まえた中で、計画の基本目標でございます。右側の2ページの上段にございますとおり、「夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現」を基本目標として掲げてございます。「夢や希望がかなう」でございますが、様々な置かれている環境にかかわらず、誰もが夢や希望を持ち、挑戦できるとともにかなえることができるように、社会全体でしっかりと応援をしていきたいというところでございます。「笑顔あふれる」という部分ですが、子どもを取り巻く環境が、様々な満たされた状態になる中で幸せが実感できるような社会を目指していきたい。このような思いを込めまして、基本目標を掲げてございます。

これを実現するための施策の展開でございますが、2ページの下段、4の「施策の展開」でございます。大きく3つの柱を掲げてございます。

1番目の柱に関しましては、県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例を踏まえまして、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくりということで、条例に基づく行動計画の位置付けとして置いているものでございます。

併せて2本目の柱に関しましては、誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくりということで、様々な困難ですとか、環境にかかわらず挑戦できるような社会を目指していきたいというものです。

3本目の柱でございますが、子ども・若者が健やかに成長、自立できる社会づくりというものを目指してまいりたいと思っております。

1枚おめくりをください。3ページ、4ページの開きでございます。こちらに関しましては、1つ目の柱、いわゆる結婚、妊娠・出産、子育ての希望実現という区分で、1～7まで施策を掲げてございます。時間の関係もございますので、代表的な施策を御紹介できればと思います。

1の就業の支援に関しましては、県内企業の魅力を知ってもらうような取組、併せて就業の支援に関するような取組を進めてまいります。

2番目の結婚の支援でございますが、主な取組にございますとおり、いわゆるAIを活用した結婚のマッチングシステムの利用拡大。併せて日頃出会いの機会が少ないような業種間の出会いですとか、地域をまたがるような幅広い出会いの機会の拡大を進めてまいりたいと考えてございます。

3番目の部分に関しましては、子育て支援に関してこれまで幅広く御意見を頂戴した部分でございますが、来年度からの新たな取組といたしまして、2番目にございますとおり、国基準以上の保育士を配置する保育所等への支援ですとか、これからの検討といたしまして、3歳未満の子どもがいる家庭への支援のあり方の検討というものを掲げてございます。

右のページ、4ページでございます。4の職場環境の整備に関しましては、特に男性と女性との役割分担の固定的な意識、これがなかなか女性の働きやすさにつながってこないという部分から、様々な取組を進めていくというものです。

5番のライフデザイン教育の推進に関しては、子ども・若者が様々なライフイベントを考える機会というところで、大学等における場でのライフデザイン教育の実施を進めていきます。

6番の地域の特性を生かした取組、こちらは本県の特性を生かす中で、信州やまほいくですとか、信州自然留学の推進、併せて県内へ帰ってくる方々に対する奨学金返還支援の取組を新たにスタートするところでございます。

7の社会全体の気運醸成でございますが、今年度からスタートしております「ながの結婚応援パスポート」の取組、併せてそのような情報を発信するポータルサイトの発信ということを進めてまいりたいと考えてございます。

1枚おめくりください。5ページ、6ページに関しましては、2本目の柱に関する部分を1から9まで掲げてございます。

1番目の子どもの貧困対策、先ほど格差という部分がございましたが、特に教育の格差の解消というところで新たな取組といたしまして、1の主な取組の2番目と3番目でございますが、生活保護世帯の子どもに対する相談支援、学習塾費用に対する助成ですとか、新たに長野県大学生等奨学金を給付して、大学等への進学希望を応援するような取組を始めたいと考えてございます。

2番の家庭養育の関係でございますが、こちらに関しましては、虐待の相談件数の高止まりという状況の中で、引き続き里親委託等の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

3番目のいじめ対応・不登校の関係でございます。こちらに関しましては、第1回の協議会の中で、不登校の関係をしっかり計画に位置付けるようにという様々な御意見を頂戴したところでございます。このような状況の中で、主な取組の2番目でございますが、新たな取組といたしまして、「信州型フリースクール」の認証・支援、こちらの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

4番のニート・ひきこもりに関する支援ですとか、5番の障がいのある子どもの支援、こちらに関しては、非常に基本の部分が大事になるかと思っておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えてございます。

6番の発達障がいの支援に関しましては、主な取組の2番目でございますとおり、新たな取組といたしまして、医学的エビデンスに基づく支援といたしまして、発達障がい者支援センターの機能強化という部分を進めてまいりたいと考えてございます。

7番の医療的な配慮を必要とする子どもの支援につきましては、引き続き医療的ケア児の支援ということで、様々な取組を進めてまいります。

8番目の子ども・若者のいのちを支えるの部分でございます。こちらに関しましては、11月の第2回の協議会の中で、SOSの出し方についてしっかりやっていくようにということで御意見を頂戴したところでございます。特に、20歳未満の自殺死亡率の高さということ踏まえる中で、「子どもの自殺危機対応チーム」の取組、このようなことをしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

最後の9番でございますが、特に配慮が必要な子どもの支援ということで、この部分に関しましては、現在の計画には盛り込んでいない新たな分野でございますが、新しく顕在化してきているような状況、ヤングケアラーであったり、性的マイノリティーの方々への支援、外国籍の子どもの方への支援、このようなことを取組として進めてまいりたいと考えてございます。

1枚おめくりください。3本目の柱に関する部分が1～4までございます。

1の幼児教育の推進に関しましては、引き続き幼保小の学びの連携・接続の促進ですとか、2番目の心身の健康づくりに関しましては、健康づくりですとか、運動に関するものをしっかりと進めていきたいと考えてございます。

3の青少年の健全育成に関する部分、こちらに関しましては、インターネットの利用状況というものを見据える中で、その適正利用をしっかりと図っていくという部分です。併せてこども基本法、こちらが本年4月から施行する中で、全ての子どもについて意見表明や社会参画の機会をしっかりと確保していくということが始まりますので、子ども・若者への聴く機会をしっかりと設けていくということを施策にも定めてございます。

最後、4の性被害防止でございますが、こちらに関しましては、引き続き「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」の派遣等々、施策を講じていくところでございます。

説明に関しましては以上になります。

○荒井会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明していただきましたが、今後計画を進めていく上で課題となり得ることや、留意すべきこと、推進をしていく上でエンジンとなる点など、皆様から御発言等をいただけたらと思っております。なお、本日の会議ですけれども、12時を目途にと思っておりますので、御協力ください。

まず、現状認識や基本目標が1ページ目から2ページ目上段にあります。総論的な部分についてはいかがでしょうか。

では、お願いします。

○山本委員

公認心理師、臨床心理士の山本でございます。本日お集まりの皆様には、日頃から大変お世話になっておまして、改めて感謝申し上げます。

この冊子と概要版を拝見いたしまして、ここまで形にするには様々な皆様の御努力があったことと思ひまして拝見させていただきました。

ちょっと率直なことを申し上げるのですが、策定の趣旨のところ、「近年の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や」、その次ですが、「VUCAな時代」と、こういう言葉があるのですが、私、本当に勉強不足と言いますか、この言葉を、正直申し上げてこの冊子で初めて知ったところです。

恐らくこの概要版は狭い範囲の方だけではなく、県民大勢の方にお配りすると思います。そのときに、全ての方がこの言葉を御存じで、たまたま私だけ知らなかったということでしたら別に構わないのですけれども、あまり見慣れない言葉が急に飛び込んでくると、ちょっと抵抗感が、「何これ？」と思うのではないかと思います。この言葉を使わずに表

現してもいいのではないかと思ったところでございまして、感想でございますが、一言述べさせていただきます。

以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございました。本体ですと3ページ目になりますが、予測困難な時代の頭文字を取って「VUCA」というフレーズが使われています。これに対して、多くの県民の方々の目に触れられるのが冒頭であるということで、配慮が必要ではないかということでした。

注釈、あるいは表現を変えるということがあり得るかと思えますけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○市村補佐

大変失礼いたしました。趣旨としては『「VUCA な時代』といわれる』の後に書いてございます「急激で先を見通すことができない社会」を示す言葉、それぞれ変動性ですとか、不確実性、複雑性、曖昧性を意味する英単語の頭文字を取ったものですが、現在の本体全体版にも用語解説という形で入れてございませんので、全体版の一番最後のページに用語解説が入っているので、それを追加するような形で少し分かりやすさを出していきたいと思っております。大変失礼いたしました。

○荒井会長

山本委員の思いとしましては、概要版だけでも、使わないで済むならばそちらでもいいかという気がします。

○市村補佐

おっしゃるとおりかと思いますので、修正を検討したいと思います。御意見ありがとうございました。

○荒井会長

ありがとうございます。ほかに1ページ目、2ページ目の上段に関してはいかがでしょうか。

お願いいたします。

○木村委員

諏訪市でフリースクールを運営しております木村かほりです。

この1ページ目、2ページ目というよりも全体に関してですけれども、以前もお話ししたかと思うのですが、子ども向けと言いますか、そんなに幼い子どもでなくてもいいのですけれども、せめて小学校高学年から中高生ぐらいが読みやすいような、そういった概要版のようなものの御予定はあるのかお聞きしたいです。

○市村補佐

第1回の協議会でも御意見を頂戴しておりましたのを心に残っているのですが、まず、一般的な概要版を整理させていただきまして、来年度、例えば子どもの意見を聞いていくというときには、逆にその子どもに添って分かりやすい形で計画を出していかなければいけないと思いますので、そこは引き続きということで検討させていただければと思います。重ねての御意見をいただきまして、ありがとうございます。

○荒井会長

先ほど事務局から説明がありましたが、こども家庭庁の動きもありますので、ぜひ子どもに優しいフレンドリーなものをつくっていただけたらと思っています。基本目標まではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、具体的な施策の展開について、それぞれの柱に応じて御意見等をお聞かせいただけたらと思います。

概要版でいいますと3ページ目以降になります。「結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり」ということで、今回1～7まで小さな柱を設けさせていただいておりますけれども、この部分ではいかがでしょうか。

では、お願いします。

○木村委員

続きまして木村です。3ページ目の1の就業の支援の主な取組のところ、学生インターンシップですとか、ジョブカフェですとか、そういったことがあるのですが、実は、最近地域の子どもの食堂や居場所にお手伝いに来ている学生が、その地域で就職をするという考えを話してくれます。全ての施策はそれぞれが連携しているのですが、連携が分かるような言葉、例えば、これは学生インターンシップという企業の魅力というところですが、地域の魅力というの、人であったり、場所であったりということに関わる人たちがその地域に就職するというような、そういった言葉が、もちろんこの中にも入っているのだらうとは思いますが、何かそういう言葉になってくるといいなということを感じました。

もう1点ですが、4ページの4番と5番、職場環境のこととライフデザイン教育というところですが、実は先日女子大学生の方とお話をしたところ、まず学校生活の大変さ、困窮している学生の話と、その先就職してからキャリアを積んでいくということに不安があるので、出産を考えていないと言っていました。

やはり生活の不安もあるし、自分の仕事にとことんのめり込んでいくような、しっかりキャリアを積むような仕事ができる環境かどうかということに不安を感じる言っていたので、ライフデザイン教育ですとか、働きやすい職場というようなことをここに絡めて、こういった働き方ができる企業があるというようなことをライフデザインのほうに組み込んでもらうとか、少し具体的に、そういうことを解決していくことが出産・妊娠ができる社会になっていくと思ったので、何かそういったことに関わるような施策の言葉が入ってくるといいなと思い、意見をさせていただきました。お願いします。

○荒井会長

ありがとうございました。2点御意見をいただきました。

1点目が、3ページ目の冒頭にありますけれども、いわゆる民間の県内企業のみならず、地域活動を通じて地域に就職していくというパターンがあるということで、そういったものが施策、あるいは文言として位置付けることができるかというような御提案です。

2点目が4ページ目になりますが、ライフデザイン教育と関わって、就職後の全体像が見えないということも課題があるとの指摘です。これはコスト的なこともそうでしょうし、働くという意味での環境ということでも重要ですが、事務局としてはいかがでしょうか。本体の書きぶりも、皆さん御確認ください。

○市村補佐

1点目の地域の魅力を生かす中で、そこを見る中でそこでの就職という観点で御意見を頂戴したかと思えます。若干少し幅広い部分があるかと思うのですが、計画の本体のほう、全体版でございますが、こちらの34ページに関しましては、地域の特性を生かす中での取組という中で、女性と若者の移住や定着、これは県外の方が県内にいらっしゃるケースもあれば、県外の方が県内の魅力を感じられて、そのまま県内に定着するケース等もございます。

これに関しましては、恐らく施策が非常に広がっているところもあるので、どこか1か所で施策を定めるということはなかなか難しい部分ではあるのですが、御意見を頂戴しましたような地域の魅力ですとか、そこでの活動みたいなもの、そういうものの様々な特性を、定住ですとか就職というところにしっかり結びつけていくような取組を進めていきたいと考えてございます。

併せて、2点目に頂戴しました、妊娠・出産を考える中で、女性としてのキャリア形成が難しいという御意見も頂戴しました。こちらに関しましては、本体の29ページを御覧いただけますでしょうか。少し仕事だけにクローズアップした部分になってくるかと思うのですが、「現状と課題」の最初でございますとおり、「家事・育児は女性、仕事は男性」というような雰囲気が、様々なことのハードルになってしまうという中で、30ページ冒頭でございますとおり、施策の方向性として、仕事と子育て等の両立が当たり前になるような社会を目指していく、これは県全体でこれから進めていきたい方向性でもございますが、そのために様々な取組を進めていきたいと考えてございます。

これは、御意見をいただいたように、働く・就職するという場面だけではなくて、ライフデザインを形成する中でも、しっかりこういう働き方ができるのだよとか、こういう支援があるのだよということを伝えていく中で、施策も講じていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○荒井会長

よろしいでしょうか。

○木村委員

後のほうで出てくる話もあるのですが、各部署や各施策を担当しているところがそれぞれになつていたときに、同じようなことがそれぞれで行われているようなことがどうして

もできてしまうと思うのですけれども、せっかくのこの計画があるので、各課が連携していくような、そんな取組をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○荒井会長

ありがとうございます。

ではほかに、この1つ目の柱に関してはいかがでしょうか。

お願いします。

○金山委員

案を見せていただいて、社会全体の機運醸成、7番のところですが、総合計画自体にはいろいろな取組が書かれているのですが、概要版のほうには、結婚を応援する機運を醸成するというのが書かれています。子育て家庭は今マイノリティーになってしまっていて、公共の場で子どもが泣くとうるさがられて舌打ちをされるとか、ファストフード店のプレーコーナで子どもが転んで泣いていたらほかのお客さんから静かにさせろと言われて怒られるとか、そういう話を聞きます。

全体版の37ページのところにしっかりと、県民が一体となった子育て支援を推進するとか、県民意識の醸成を図ると書かれていますので、子育てを県民全体で、社会全体で応援しているよということが伝わるような文言も付け加えていただけたらいいと思います。

○荒井会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○市村補佐

ありがとうございます。全体の中で37ページの「1 社会全体で支える仕組みづくり」の4番目にあるとおり、子ども連れ家族が使いやすくなるよう社会全体でという部分は大変重要な観点かと思います。少し文言に関しては検討させていただいた上で、概要版は、先ほど御意見を頂戴したとおり、まず見ていただく部分かと思いますので、その部分にメッセージとしても伝わるようなものを少し検討したいと思います。

御意見ありがとうございます。

○金山委員

お願いします。

○荒井会長

ありがとうございます。ほかに1つ目の柱についていかがでしょうか。

宮澤委員はいかがでしょう。また、何かありましたら後ほどお伺いできればと思っております。

では、2つ目の柱のほうに進めさせていただきたいと思います。

概要版5ページを御覧ください。「誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づく

り」ということで、こちらも9項目にわたっていますけれども、それぞれ御意見をいただけたらと思っています。どなたからでも構いません。よろしくお願ひします。

お願ひいたします。

○西村委員

児童養護施設おさひめチャイルドキャンプの西村と申します。お世話になります。

概要版で申し上げますと5ページの2番、3番に関わるかと思ひます。私、仕事柄、社会的養護の子どもさんをお預かりしている立場からどうしてもこの辺に目が行ってしまうのですが、この2番の児童相談所の虐待件数が長野県は令和3年度は下がっています。でも、全国的にはトータルは上がっています。長野県だけどうして下がったのか、ここが私も不思議ではないのですが、コロナとすれば全国的にコロナですし、この辺に疑問が残るところです。何らか探してみたいというのが希望です。

それから里親委託率は令和3年度が21.8%で、本体の47ページでは、令和2年度の長野県の里親委託率が20.3%でした。1年たってポイントが少し上がっている。この委託率という率で見ると、確かに右肩上がりなのですが、実際この委託率というのは、社会的養護の子どもさんを分母として、それに対しての里親さん、ファミリーホームに委託されている子どもさんの数字です。

令和2年度は、里親さん、ファミリーホームは114名、令和3年度は115名、1名の増加でした。一方、児童養護施設・乳児院にいる子どもさんは、令和2年度は447名、令和3年度は413人、つまり34名減っています。何を言いたいかというと、率は上がっています。でも分母である全体の数は、児童養護施設等で34名減っていますので、一見上がっているように見えるのですけれども、決して里親さんへ行っている子どもさんが増えているわけではないのです。

ですので、こういう書き方をするとすごいなと思うのですけれども、いやいや違うのではないかと、私の立場からするとどうも疑問の残るところでございます。もしあれでしたら実数を出すとか、いろいろビジョンが出たり、社会的養護推進計画の見直しがまたございますので、ぜひそのあたりで実態に合ったところの推進計画をお願ひしたいと感じております。

もう一つ、大変細かい話で恐縮ですけれども、本体の49ページ、これも私、施設長という立場での分析になってしまうのですが、上のほうの「・」の一番下、「児童福祉施設等の施設長が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人になることにより」とあって、実際になっております。でも、個人がなるというわけではございませんので、これは親権の代行者という立場でやっているのです、どうもここだけを見ると誤解が生じてしまうのではないかと思います。

もちろんやっていることに対して、何かあったときにはその保険も実はあります。ですから、そういったことでカバーしていただいているのですが、施設長が個人的にこういうところで保証人までやるんだと一般の人から見られると、大事なことですけれども、決して個人ではないというところで、もう少し言葉を加えたほうが助かるなと思っております。

確かに、児童養護施設の大切さをたくさんうたっていただいているのでありがたいの

で、もちろんその里親さん、国の施策とすれば里親施策が第一ということになっていますけれども、こういう施設に対しても、もう少し何らかの目を向けていただける、社会の皆さんからも見ていただけるような文言が欲しいというのは、感想も含めてですが、よろしくをお願いします。

○荒井会長

ありがとうございます。3点ほどコメントをいただきました。1つ目は、5ページ目の相談対応件数についてですが、児童相談・養育支援室の担当としましては、いかがでしょうか。

○西村室長（児童相談・養育支援室）

2,651件という児童虐待の相談対応件数につきましては、児童相談所で受け付けた相談件数でございます。これは長野県は、令和3年度は若干減少に転じたという実態がございます。これにつきましては、児童福祉法、児童虐待防止法の改正で体罰が明文をもって禁止されたということが比較的社会に浸透してきたということだとか、児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の一義的な相談窓口になったということで、相談件数はこれとは別枠になりますので、ある程度住民意識の中に、虐待を発見したときには市町村が通告先という意識が比較的全国に先駆けて浸透してきた効果が現れているのではないかと考えております。

ただ、それは別に楽観できるわけではなくて、コロナ禍で虐待が潜在化している、家庭内で虐待を受けているけれどもなかなか通告ができないということで数字に表れていないという見方もできますので、引き続きそういった点を注視していかなければならないと考えております。

○荒井会長

ありがとうございます。あくまでこちらは物差しとしては相談対応件数ですので、今、担当課のほうで御発言をいただいたように、今後この推移がどうなるのか注視する必要があるかと思っております。ありがとうございます。

続きまして、里親等の委託率の表記の問題です。母数が変わると様々な課題が出てくるわけで、実数等の表記をとという御提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

○西村室長（児童相談・養育支援室）

こちらについても養育支援室のほうからお答えさせていただきますけれども、令和2年度の社会的養育推進計画で社会的養育を推進していこうということで委託率を今後大幅に上げていこうということで、特に3歳未満児の幼少期からの愛着関係を築く上で委託を協力を進めなければいけないという認識で掲げてございます。

そういった数字の中で、児童養護施設、あるいは乳児院に従来であれば委託するような児童でも、早期にできるだけ家庭的な養育に切り替えていこうという数字で掲げておりまして、どうしても委託率という数字を取りますと、こういった形になっております。同時に児童養護施設への入所につきましても、児童の特性に応じて個別の家庭よりも集団生活

の中で育てたほうが好ましいという方もいますので、決して児童養護施設への入所措置を軽視するものではないと思っております。

ただ、今そういった国全体、社会全体での流れが里親委託推進という流れに来ておりますので、児童養護施設にあらましては、小規模化や多機能化、あるいは専門性を発揮していただくという機能強化を図るという流れもありますので、そういった流れをくんでいただいて、それぞれ独自の機能発揮をしていただければ、里親委託と相まって、適切な養育ができるのではないかと考えております。

○荒井会長

ありがとうございます。本体 47 ページ部分かと思いますが、実数の表記の検討も検討いただけたらと思います。

○西村室長（児童相談・養育支援室）

実数でどうかというお話をいただきましたので、表記については内部で検討させていただきます。

○荒井会長

そして本体の 49 ページになりますけれども、一番下の「・」ですが、これは西村委員のほうから、何か御提案はありますか。

○西村委員

施設として子どもたちのアフターケア、リービングケアも見ていますので、ここの「施設長」はなくてもいいのかなと思います。

○荒井会長

代表者がということですかね。

○西村委員

これを見ると施設長がみんなになってしまうのかと思ってしまいます。

○荒井会長

こちらは制度的な部分でいかがでしょうか。

○西村室長（児童相談・養育支援室）

施設長が個人的に身元保証人になるというよりも、あくまで立場上、身元保証人になっていただき、それを行政が保険をかけることで後押しするという公的な仕組みでの記述ですので、また書き方を考えさせていただきたいと思います。

○塩原課長

施設長は個人を想起させるということで御懸念かと思っておりますので、この辺の表現は内部

のほうで検討させていただきます。

○荒井会長

よろしくお願いいたします。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いいたします。3点お伝えできればと思っております。

概要版の5ページで、とても丁寧に文言等も精査されて、全体像も様々なデータからつくり上げていただいている内容かと思っております。5ページの1の主な取組の丸の3つ目に、「将来有望な若者に対しての奨学金」という記述がありまして、もし御検討いただけるようでしたら、この「将来有望な若者」という言葉は評価的なニュアンス、特に貧困家庭などにとっては自分は将来有望なのだろうかとか、評価的なニュアンスに受け取られる可能性もあるかなと思うので、例えば、「進学を希望する若者に対して」とか、少し表現の評価的なニュアンスを御変更いただくのはいかがかということが1点です。とても大切なお取組だと思うので、皆さんがここに夢をかけられるような、自分も進学を望めば利用できるのだ、有望かどうか分からないけれどもというところが伝わるといいかと思いました。

それから、総合版の66ページの「発達障がい情報・支援センター」の開設、とても前向きな踏み込んだお取組と感じてございます。この説明についてですが、4行目のところに、「県下10圏域で行政、教育、福祉など」とお書きくださっています。今日のコメント内容は、実効性を高める上での案と先ほど承りました。私がおりますのは産業保健の現場ですので、やはり転職や退職をしようとか、この会社が合わないのではないかというようなときに、やはりグレーゾーンの方々が就労の現場で合わないというようなことが生じるケースもあります。その後ひきこもりという状態に陥るケースも面接させていただくこともあるので、できればこの「福祉」の後に「産業」も入れていただき、例えば産業分野における産業看護職の方ですとか、産業保健師さんですとか、もうちょっと言えば管理職の方々には基本的にやはりマネジメントする上で基本の知識を持っていただき、多様な方々を仕事と結びつけていくスキルというのを高めていただきたいと思います。

このセンターそのものが、役目としては非常に専門的な視点から立ち上がるものだと理解しているところですが、何らかの形でここに産業も入れていただくことはいかがかと感じております。

3点目ですが、その左の65ページに、「一般就労等による自立と社会参加」ということで、主にこれは発達障がいの方への御支援というような形でお書きくださっているのですが、就労か障がいかという間に、例えば鬱病ですとかそういった方々や、また発達障がいでもグレーゾーンで、発達障がいというよりももしかしたらSST等の行動の習得が未発達であるとか、いろいろな色模様の方々がいらっしゃると思います。

その場合に、長野県のリワーク、長野県は全国の中でリワーク施設、就労への階段を障がいということでも、いわば福祉ということでも、医療ということでもなく、大阪でクリニックが患者さんに放火されてしまった事件があるのですが、あそこはリワーク施設であ

ったわけですが。精神科の外来に通うというケアワークをしながら、会社へまた戻るための手前の階段を習慣づけていく。それについては、精神保健センターの小泉先生がものすごく尽力されて、長野県は全国で空白地帯だったのですが、南信病院さんはじめ、今、信大も、そして様々な福祉就労の中に社会人リワークを取り入れようというようなリワーク施設が増えております。

私ども現場で復職支援をしていくときに、やはりいきなり在宅から会社へ来るというときに非常に大きな川があるのですが、その橋渡しをしていくリワークというものがあるので、もしできれば、こちらの自立と社会参加というところの間に、リワーク等の利用とか、リワーク施設というものについて、また情報の発信ですとか、各区域に1～2か所はそういったものがあるのだと、ハローワークのお隣の高齢・障害・求職者雇用支援機構もリワーク施設を担っていらっしゃいますが、そういった情報をもっとあれば、それぞれの方の社会参加や自立の橋渡しが、先ほど木村委員もつながっていくというお話をしてくださいましたが、そのあたりの情報もお入れいただくことはいかがかというところでは。

以上です。

○荒井会長

ありがとうございます。3点いただきました。

1つ目が概要版の5ページ、子どもの貧困対策の主な取組の3つ目にありますが、長野県大学生等奨学金の制度設計に関わるかと思いますが、このあたりの表記はいかがでしょうか。

○塩原課長

将来有望な若者というのは、確かに初見で見ると有望でないというふうに、自己肯定感の問題もあると思いますが、我々の意図としては進学希望を持った若い方全体ということで考えていますので、表現については中で検討させていただきます。様々な場面でこの「将来有望な若者」という表記を使っている部分もございますので、中身としては委員さんの御指摘もごもっともだと思っておりますので、中で検討させていただければと思います。

それから、本文の66ページの「発達障がい情報・支援センター」の部分で、おっしゃるとおり「行政、教育、福祉」、その後にやはり就労というのは非常に我々も問題があると考えておりますので、特に意図してここに就労を入れなかったわけではないのですが、新しいセンターには、ここにありますとおり発達障がいサポート・マネジャーという、各圏域にいる者が全分野・全世代の支援を行うということできちんと動く体制を取っておりますので、ここにつきましては、「就労」ですとか、「産業」の言葉を入れさせていただければと思っております。

それから3つ目の鬱ですとかグレーゾーン、行動未発達のリワーク施設の表記につきましては、私どもその辺をあまり承知しておりませんでしたので、今の段階で入れられるかどうかは、大変申し訳ありませんが事務局のほうにお任せいただければと思います。

ただ、施策の実行段階で「発達障がい情報・支援センター」という形で、信大病院が中心の形で機能強化を図ってまいりますので、その際には、必ず御指摘の機能については發揮していきたいと思っております。

以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございます。確認ですが、66ページの発達障がいサポート・マネジャーをセンター職員としてということですが、こちらは現状では「産業分野」の専門性を有した方は想定されておられますか。

○塩原課長

今も発達障がいサポート・マネジャーは就労支援を得意としている者もおりますし、当然前歴が就労支援に携わった者ですとか、あるいは特別支援教育に携わった者とか、様々な経歴があるのですが、基本的には就労支援にも対応するようなスキルも持っておりますので、今も対応はしていると思いますので、それをさらに機能強化していきたいと思いません。

○荒井会長

よろしく願います。ありがとうございます。
2つ目の柱については、ほかにいかがでしょうか。
では、荒川委員から願います。

○荒川委員

荒川です。よろしく願います。

3点ありまして、1点目が概要版5ページの1の子どもの貧困対策のところ。主な取組の2つ目のところで、「生活保護世帯の子どもに対して」と記載がありますが、全体版を見ると42ページ以下ですが、教育費の支援ということで、義務教育だったり高等教育の負担軽減を厚く挙げていただいている中で、概要版には「学習塾費用の助成」というところが出ています。私としては、それでしたら高等教育費の負担軽減というほうを出していただいたほうがいいのではないかと思います。

特に離婚家庭の方で塾に通いづらいというのはあるかもしれないのですが、まず気になるのは、高等教育に行かれるかどうかというほうが、その後のチャレンジというところにつながるかと思いますので、よろしければ、せっかくこれだけ負担軽減を厚く書いていただいているので、そちらに変えていただいてもいいかなというのが意見です。

2点目が、同じく概要版5ページの4のニート・ひきこもりの支援というところですが、これは働けない、もしくはなかなか働くのが難しいという若者に対する支援ということだと思のですが、必ずしもニート・ひきこもりでなくても、やりたいと思うけれどもなかなかうまくいかないというお子さんへの支援というところも展開としてはあると思いますので、ニート・ひきこもりという定義にしてしまうと、どうしてもそこに当てはまらない自分はどうなのだと思われてしまう、もったいないなと思うのが1点です。

3点目は、ニート・ひきこもりという定義を載せていいのかということで、自分がニート・ひきこもりだとなかなか認めたくない若者、お子さんもいる中で、それをしますよとなるとちょっと抵抗があって、じゃあ支援を受けたくないという子がいるかなと思うの

で、表現として一番分かりやすいというのはあると思いますが、何かうまく表現を変えて、チャレンジがなかなか難しいとか、何と言ったらいいか分からないですけれども、ニート・ひきこもりという表現は、場合によっては避けたほうがよろしいのかなとは思いました。

質問というか意見になります。以上です。

○荒井会長

ありがとうございました。3点いただきました。1つ目は、貧困対策のところ、学習塾費用という、これはこれで恐らく1つの目玉の施策ではあるかと思えます。例えば並列でこの学習塾費用を「費用や」にして、今、荒川委員が御提案いただいた高等教育費の費用負担というものを加えていただくのもあり得るかと思えますけれども、1点目に関してはいかがでしょうか。

○塩原課長

生活保護世帯等への学習塾の費用の助成というのは、実は令和5年度の県の目玉施策の1つで表記をさせていただいたのですけれども、確かに本体側を見ると高等教育等の負担軽減というのめかなりのウエートを占めておりますので、これは事務局のほうで検討させていただければと思います。

○荒井会長

2点目、こちら5ページ目の下段になりますが、そもそもニートというのが悪いのかどうかというのは学術的にも様々な議論がありますので、なかなか表記が難しいかと思えます。現状という点では、近年若年層の非正規雇用者比率は減少傾向にあるということでもいいかなという気がしますけれども、とはいっても本体版のほうには、フリーターやニート、ひきこもりといった表記が出ていますので、いかがでしょうか。

○塩原課長

ニート・ひきこもりの表記につきましては、実は平成30年につくりました現在の計画でもそういった表記を使わせていただいております。あと、確かに感じ方は様々かと思えますけれども、我々としては、一般的に普及している言葉ということで使わせていただいているところでございます。

もう一点、やりたいけれどもうまくいかない子どもへの支援というお言葉があったかと思えますが、これにつきましては、概要版の7ページ、3番の青少年の健全育成の主な取組の2つ目のところで、「次代を担う子ども・若者の意見を聞くなど、子ども・若者の社会参画を推進します」とあるのですが、来年度新たに子ども・若者モニター制度というものをつくらせていただきます。それと併せて、若者との意見交換の場を設けたいと思っております。実は結婚支援もそうですし、こういった不登校ですとか、様々な困難を抱える子どもへの支援に当たって、我々も全ての皆様に御意見を聞き切れていないと思っております。

これは、今年度この計画を作成するに当たりまして、中学生から大学生、それから、現

在子育てをしながら働いている女性など、様々な方と意見交換をさせていただいたのですが、それでもなお、声をなかなか上げられない方も相当数いるというのは我々も認識しておりますので、来年度、ぜひなかなか声を上げられない方へのそういったアクセスをさせていただく中で、ぜひ声を幅広く拾っていきたく。そういった施策のほうでカバーをさせていただければと思います。

以上でございます。

○荒井会長

よろしいでしょうか。本体の 82、83 ページになりますが、今、事務局のほうでお答えいただいた子ども・若者モニターという具体的な表記みたいなものが入りませんか。

○塩原課長

概要版のほうですか。

○荒井会長

いいえ、82、83 ページのほうです。聞くということで、ちょっと抽象的なものになりますので、「何々など」という形で入れていただいたほうがいいかと思います。

○塩原課長

分かりやすく、子ども・若者モニターということで入れさせていただきたいと思います。

○荒井会長

よろしくをお願いします。

では、木村委員、お願いします。

○木村委員

今お話にありました4番のニート・ひきこもりの支援のところですが、最近若者自身が「生きづらさ」という言い方をしているという話がありまして、ひきこもりは割と聞かれるのですが、最近ニートという言葉があまり聞かれなくなったと感じているところです。なので、この表記が、例えば「生きづらさを抱える」とか、ひきこもりもですけれども、何かそういう言葉に変えられたら、今の言葉に合ってくるような気がしています。

あと、1番のところですが、子どもの貧困対策、これはまさに貧困対策のことですが、信州こどもカフェが「貧困に伴う様々な悩み」という記載があり、本体のほうを見ましても、貧困とか困窮とかそういうことが関わってくるのですけれども、孤立防止というのが一番で、孤立が貧困だとか虐待だとかそういう様々な悩みを生んでいるというような、信州こどもカフェが孤立防止であるというほうが本来かなというのは思っているところです。

今、いろいろなところで子ども食堂や子どもカフェを貧困と結びつけないというような動きがある中で、確かに貧困対策なのでその表現としては難しいかなと思うのですけれども、孤立を防ぐことで貧困がとか、そういういい言葉遣いはないかなと思ったところです。

もう1点申し訳ないですが、先ほど出た生活保護世帯の子どもに対する施策ですが、これは生活保護世帯にこの施策はあると思うのですが、生活保護世帯だけではなくて、生活保護まで行っていないけれども困窮している家庭にも、今様々な支援策があると思うのですが、何かこれは生活保護世帯だけのことを言っているように見えてしまい、もっとその間にいる人たちにも支援はあるのになと感じたので、意見をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○荒井会長

1つ目は表記の問題で、今では「生きづらさ」とか、「困難を抱える」ということで表記されることもあります。

2つ目は、今、木村委員からもありましたけれども、子ども食堂や子どもカフェは貧困対策として先行して行われてきましたけれども、貧困家庭等に限定せず全ての方が利用できるということに衣替えしつつありますので、孤立防止という点を踏まえてはどうかという点と、生活保護世帯といういわゆる行政的な定義に当てはまらない方々への支援について御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

○市村補佐

1点目の生きづらさの部分でございます。これに関しては、まさに困難を抱えるという部分に重なるかと思いますが、このニート・ひきこもりの方々に限らず、幅広い部分にわたるかと思えます。

行政として施策を講じるという観点で、項目を区分させていただいていますが、もちろん切れ目があってはいけないというところがあります。生きづらさは、例えばいじめ・不登校としての生きづらさがあったり、様々な障がいの状況での生きづらさはもしかするとあるかもしれないというところで、生きづらさとして項目を区分した場合、逆に限定的になってしまう、例えばニート・生きづらさのような形とすると、若干、対象の範囲に狭さが出てしまうおそれもございますので、ここに関しては、またこの計画を実行する中でその切れ目をなくすためにどのような項目立てと言いますか、捉え方がいいのか、検討していきたいと考えてございます。

2点目の子どもカフェ、孤立防止の関係でございますが、お手元の本体全体版を少し御覧いただければと思いますが、42 ページになります。全体にわたりまして、概要版ということでダイジェストになっているところがあって申し訳ございませんが、42 ページに関しましては、この子どもの貧困対策の具体的な施策の展開がございます。この中で、3の1といたしまして孤立防止という柱を立てまして、この中には、先ほどの概要版に記載しました子どもカフェの関係ですとか様々な取組を孤立防止、一番最初の前提の部分としてかかりをさせていただいております。

概要版に関しましては、全体像をお示しできないというところがあり、申し訳ありません。

併せて3点目の生活保護世帯に限らず幅広くという部分まで捉える必要があるのではないかと御意見かと思えます。1枚おめくりをいただきまして、44 ページでございます。44 ページの3「貧困の連鎖を断つ『学ぶ力』づくり」にある1つ目の子どもカフェ

での学習支援ですとか、2つ目のところに生活保護世帯に限らず生活困窮家庭の様々な方に対する学習面や生活の支援、この部分のかかりでございます。その後、生活保護の関係かかりでございますが、こちらに関しましても、大変申し訳ないのですが、概要版という限られたスペースの中で、少し代表例として掲げておるとい形になってございます。説明は以上でございます。

○荒井会長

いかがでしょうか。

○木村委員

本体を見れば本当に分かるのですけれども、やはり概要版になると、もし一言入れることでそこが見えるような言葉が、例えば、孤立防止と貧困というのを並べてもらうとか、そういうことで分かるようになれば、たぶん概要版を見る方が多いと思うので、そういった言葉があればいいなと思いました。

○塩原課長

表現については工夫させていただきたいと思います。

○木村委員

よろしく願いいたします。

○荒井会長

山本委員、お願いします。

○山本委員

本当に細かいことで恐縮ですが、本体の42ページの下の方に、「学校生活相談センターにおいて、24時間体制で学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みに臨床心理士等が相談対応します」とあります。確かに臨床心理士の方がやっていらっしゃると思うのですけれども、今、御存じのとおり、心理職の国家資格で公認心理師ができました。ですので、民間団体の認定した臨床心理士ではなくて、国家資格の公認心理師を先に出すみたいな、そういった表記が一般的かと思しますので、できましたら「公認心理師・臨床心理士が相談対応します」と書いていただいたほうがいいかなと思います。

それともう1点お願いいたします。今話題になっておりましたニート・ひきこもりのことですが、ひきこもりの方、あるいはひきこもりを抱えた御家族の方は、本当に世の中の偏見と非常に闘っていると言いますか、つらい思いをなさっている。この本体を見ますと、ニート・ひきこもりになるのがとても悪いことなので、それにならない支援をどうするかみたいな、そういうものを感じられまして、実際に今困っていらっしゃるニート・ひきこもりの方に対して支援サポートをすることはとても大事なことでございますけれども、ひきこもりに実際になってしまっている方が、自分がひきこもりになって悪いのだということを考えて、ますます社会に出られなくなっている。

御存じのとおり、コロナになって外出がなかなかしにくくなったという状況があったときに、むしろひきこもりの人が、自分たちみたいな人がいるということで安心感を持ったみたいなそんなようなこともありまして、ならないことはもちろん大事でございますが、実際にひきこもりの方というのはここに書いてあることだけではなくて、本当に小中学校のいじめがずっと20歳過ぎてもそれが苦になってひきこもりになっているとか、あるいは未診断の統合失調症の方もいらっしゃいます。なので、ひきこもりというのは状態像だけであって、それで全てが共通しているものでもないものですから、ならないための支援云々というのにちょっと抵抗を感じまして、先ほどから木村委員などがおっしゃっている、むしろもうちょっとそういった生きづらさというか、そういうものをもう少し出したり、あるいはひきこもりが決して悪いことではないと言いますか、斎藤環先生なども、堂々と引きこもることができればそれが安心につながるみたいなこともおっしゃっているわけで、その辺のことを考慮していただくと、当事者にとって、あるいは当事者を抱える御家族にとってありがたいような気がいたしましたので、もし可能でしたら御一考をお願いいたします。

○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございます。使うフレーズによってメッセージが伝わるということはありません。1つ目の公認心理師・臨床心理士の表記については、事務局のほうではいかがですか。

○清沢企画幹（心の支援課）

ここに記載してあります臨床心理士等という、その「等」ですが、現在、臨床心理士1名と心の支援課の指導主事が対応しているということで、現在の状況を書かせていただいたのですが、今、委員からお話のあったことも踏まえまして、表現は検討させていただきたいと思います。

○荒井会長

いわゆる「心に寄り添う専門家」としてということだと思いますが、これがきちんと公認心理師のほうに引き上げられていくということなのかなと感じました。

続いて非常に難しい課題ではありますけれども、そもそもニート・ひきこもりに対する捉えの問題かと思います。とりわけ56ページの中見出しのあたりですが、このあたりはいかがですか。

○塩原課長

ニート・ひきこもりの表現については、先ほど答えたとおりでございますけれども、確かに受け取り方、感じ方、あくまでも様々な原因で現在の状態のみを表している言葉ですので、事務局のほうで検討させてください。非常に大きな問題だと思いますので、検討させていただければと思います。

○荒井会長

ありがとうございます。こちらの表記は、行政としての「まなざし」を意味することになるので、今の御指摘を深刻に捉えていただいて検討いただきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかにこの2つ目の柱ではいかがでしょうか。
お願いします。

○木村委員

5ページのいじめへの対応のところですが、これはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの体制の充実というところで書かれています。52ページの施策の方向性というところでも、今現在長野県ではいじめ防止対策推進条例とか、こういったことの方針ということで、たぶん調査委員会の設置とかそういうのはまだあるのですか。調べていないので申し訳ないのですけれども、だんだんそういったことが行われてくるのかなと、市町村でもそういったことが行われてきているので、協議会とかそういったものがまだないとしたら、いずれ調査やそういったことの協議会の設置を目指すとか、何か文科省から警察との連携の強化みたいな通知が来ていたりすると思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○荒井会長

ありがとうございます。ここの部分、未然防止という点と事後的な対応というところでどう表記するかという話に関わります。事務局、お願いします。

○清沢企画幹（心の支援課）

今のところ調査委員会というのを常設するというような意味合いでしょうか。

○木村委員

例えば、防止対策に対する協議会は恐らく常設ということで、調査委員会のようなものは案件によって出てくるかと思います。

○清沢企画幹（心の支援課）

そうですね。そのような部分につきましては、今のところ計画に盛り込むようなものはありませんので、また検討させていただいて進めていければと思います。

○荒井会長

ありがとうございます。恐らく市町村設置におけるという部分があるかと思いますが、県としてその部分についてどんな施策があり得るのかというのが、検討事項だと思います。
ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
矢澤委員、よろしくお願いします。

○矢澤委員

このいじめへの対応のところですが、ネットいじめなど社会の変化に応じた対策が必要

ですというところの部分に関して、主な取組としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのことが書いてありまして、いじめに遭われた方のケアについてかと思うのですが、保護者の方と接していますと、ネットいじめはすごく心配されています。そして全体版のほうを見ますと、インターネットの適正利用という点について今後 GIGA ワークブックを用いて学校のほうで責任を持って使う、使い方などを授業の中で取り入れて指導していくことや、信州ネットトラブルマスターズの相談窓口のこと、また、高校生の ICT カンファレンスや高校生が中学校に訪問して講演をするなど、様々な取組が書かれています。なので、この概要版のほうにも何か少し要望的なことで、生徒の自らの力を養うことをやっていますということが触れられるといいのかなと思っております。

そして、たぶん概要版のほうでは書き切れませんので、3つ目の柱の性被害防止や健全育成とも関わりますが、インターネットの問題はすごく悩みを持っていらっしゃる保護者の方が多いですので、ただ、県としてどのような取組をしているかはあまり御存じない方もおられますので、いろいろな取組に挙げられているような、別な例ですね。保護者の方にこういう活動もありますとか、こういうふうに取り組んでいますというようなことが知らされるリーフレット等が配られるといいかなと。また、保護者の方だけでなく、児童センターや関わっている人たちも読めるような、そういう予防的な取組について、県民一体となって取り組めるようなことを知らせるようなリーフレットができるといいなと思います。

また、今後の実効性のある取組という中で、3月11日の土曜日の新聞にありましたけれども、性被害等で児童ポルノの加害者が10代が44%を占めると。その10代のうち高校生が6割で中学生が2割という記事が出ていました。これはいじめにも関係あると思うのですが、私は前回の11月の協議会は欠席したのですけれども、荒井会長さんのほうで、対処的な情報モラルだけではなく、デジタル・シティズンシップのような10代自らが考えるような取組が必要ではないかという御意見が書かれていた議事録を読みました。私も同感です。情報モラルを啓発活動している立場として、1回だけの対処的な方法では難しいかなと思いますので、生徒自らが考える機会をつくっていかれるような取組を、実効性のある取組として研究して進めていただければと思っております。

長くなりましたけれども、質問、意見等です。よろしく願いいたします。

○荒井会長

ありがとうございました。具体的な御指摘と今後の推進の在り方について御発言をいただきました。5ページ目の中段にあります主な取組のスクールカウンセラー云々のところがありますけれども、ここに今言ったような事前の取組といいますか、事前と事後両方どうにか書き込めるような形で、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの体制充実や、それ以外の、今、御提案いただいたような部分も入れ込めるような努力を、ぜひしていただけたらと思いますし、先ほどデジタル・シティズンシップというフレーズも出ましたけれども、実効性を高める上では、そこもぜひ教育委員会と一緒に注力していただきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかに2についていかがでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして3のほうに参りたいと思います。7ページを御覧ください。「健やか

に成長、自立できる社会づくり」ということで、こちらに関しては大きく4つの項目になっています。御意見をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

では、伊藤委員からお願いします。

○伊藤委員

1点だけですが、総合版の79ページ、心身の健康の基盤づくりのところ、概要版では幼児ですとか小学校のことをお書きくださっていますが、79ページの真ん中から下のあたりに思春期保健のことをお書きくださっていて、右側の80ページにも思春期保健の推進についてお書きくださっています。追加を御検討いただければと思いますが、思春期保健の1行目、「未成年(20歳未満)の喫煙・飲酒・性病感染・薬物乱用」、これはある意味依存症の話かと感じています。それぞれについての施策の推進というのがあると思いますが、「薬物乱用等体や心の健康に関わる正しい知識の普及啓発」というふうに、単体でお話しいただくと同時に、やはり横串に刺した形で、ある意味頼れない病、つらさを言えない病である依存症が、アルコールや性行為や薬物乱用やネット依存につながるというところが実際ありますので、ベースにある病理についても、実際には思春期のときに知識として手に入れていただきたいと思うので、この4項目だけでなく、「薬物乱用等体や心の健康に関わる正しい知識の普及啓発」というように、少しそのあたりのベースまで含めた表記にさせていただくと同時に、推進のところにも、例えば依存症に関する知識や心の健康に関する知識、SOSを言いやすいという施策が入っているかと思うのですが、そういう中にそういう視点も取り込んでいただくという意見です。お願いします。

○荒井会長

ありがとうございました。今のところ、テーマベースの表記になっている印象を抱かれたということだと思いますので、心や体、体や心ということの健康ということで、こちらは表記をぜひ検討いただけたらと思っています。事務局の方は、よろしいでしょうか。

○塩原課長

検討させていただきます。

○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございました。実効性を高める上でも、その視点は重要ななと思っています。

ほかにはこの3についていかがでしょうか。

お願いします。

○木村委員

3番の青少年の健全育成のところですが、先ほどからちょっと話題になっていますデジタル・シティズンシップ教育ですとか、インターネットの適正利用というところだけではなく、先ほどのところにも出てくるのですが、子ども・若者の意見というところに関して、やはりデジタルを使って簡単に意見ができる、だけど誹謗中傷とかそういったことではな

く、社会を変えるような建設的な意見が言えるという話を健全育成のところでしたら、しっかりしていく、デジタルシティズンシップ教育みたいなことをやっていくと、先ほどのいじめとかそういった対策に帰っていくとか、みんながネットの使い方をいいものにできるというようなことが、この辺にしっかりと入ってくるというのですね、こちらのほうで、デジタルシティズンシップ教育みたいなのは入っていないですか。

○市村補佐

恐らく全体版の83ページが青少年の健全育成のデジタル、インターネット関係になっているかと思いますが、御指摘のとおり83ページの3番には適正利用という観点で記載を行わせていただきまして、その中身としてはまさにデジタルの使い方を学ぶという部分もあるのですが、少し記載に関しては検討させていただきます。

○荒井会長

よろしいでしょうか。概要版7ページの3の中段にも、まさにこども基本法に基づいた意見表明というところがありますので、そこを軸にした施策展開が求められるのではないかと考えています。

ほかにはいかがでしょうか。ウェブ参加の委員の皆さん、御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、皆様方、一応お目通しいただいたということで、本当に貴重な御意見ありがとうございました。皆さんの御指摘があったように、概要版がやはり目に触れますので、改めて事務局のほうで漏れと言いますか、県民の皆様にもメッセージがきちんと伝わるかということも御検討いただけたらと考えています。こちらが1つ目です。

もう1点目が、やはりこの計画は策定するだけでなく、実効性を高める上でのノウハウをまた多くの方、皆様お持ちですので、引き続き意見交換をさせていただきながら、実行力を高めていただきたいと思います。

(2) その他

○荒井会長

(2)のほうに移らせていただきます。その他ということで、全体を通じて御意見等いかがでしょうか。

お願いいたします。

○照井委員

軽井沢町から参加しております照井と申します。よろしく申し上げます。

全体を通じてということで、私から質問が1つと意見が2つあります。

質問から入りたいのですが、こういった計画に関わらせていただくのが初めてなのでぜひ教えていただきたいのですが、全体のほうの最後の87ページで、成果指標を御用意いただいておりますが、なかなか数値には表れないような、定量化された目標ではなく、少し定性的な目標になってくるようなもの設定というのは、計画の案の中にはあまり入らな

いようなものなのか、今後入れていくものなのかというのを、まずお伺いしたいと思えます。それによって、意見提示も出し方が変わってくると思っています。

○荒井会長

分かりました。成果指標ですね、87、88 ページのところに定量的な部分がありますけれども、照井委員として、定性的な指標のイメージというのはありますか。

○照井委員

例えば、私は仕事では高校生に関わらせていただいている、この中では「自己肯定感が高まってはいない」というような言葉だったり、そういう文言が見受けられるのですが、それは確かに感じます。

高校生を見続けて、なかなか夢・希望が持てないというようなアンケート結果もあると思うのですが、まさにそれを体現しているようなイメージもあります。

具体的に書くことは難しいと思うのですが、今そういう状態であるというのが、今後この施策を行っていく過程で、あるいはやったことによってこんな変化をしている、例えばこんな言動が見て取れるとか、そういうようななかなか数字にはならないのですが、そういうものが出るのかどうか、あくまでこれは施策をまとめた計画であって、そこまでのことはかからないのかというのがちょっと気になりましたので質問しました。

○荒井会長

ありがとうございます。副題部分ですね。「夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現」というものをどういうものとしてイメージしていて体感につなげていくのかということに関わりますね。事務局のほう、いかがでしょうか。

○市村補佐

まず、計画全体として特に定性的なものに関して一括してまとめて定めていないところではありますが、全体的な部分で言いますと、この全体版の13 ページで、各分野、先ほどの3本の柱に関して、それぞれ文章で定性的なものとして定めさせていただいています。例えば、1番目の結婚、妊娠・出産、子育ての希望実現という中では、2番目にある若者や子育て世代が長野県で暮らしたい、暮らしてよかったと実感できるというところで、現在は実感できていないというところを何か持っているわけではないのですが、それをしっかり実感できるようところに持っていきたいという部分で、先ほどの夢・希望に関しても、2番目のところにあるとおりですが、全体としては、まずこの部分で定性的なことを定めさせていただいております。

それとともに、各施策の中でそれぞれこういうことを目指していきたい、施策の方向性という区分を立てる中で、例えばですが、1枚めくっていただいて16 ページ、これは構成が全ての施策の展開について同じですが、2番目の施策の方向性の中でこういう活動は充実するとか、人材を育成するということの中で、ある程度少し数値として定量的にならないような目指す姿、方向性みたいなものを掲げさせていただいているという形になってございます。

一括して定性的な目標がこれとこれという形でまとめていないので、少し分かりにくい形にはなるかと思うのですが、おっしゃるとおり、定量的に測れるものに限らず、目に見えない部分というか、定性的な部分に関してもしっかりと目指すような計画にはしていきたいと思っております。以上でございます。

○荒井会長

ありがとうございます。現状の 87、88 ページはどちらかというモニタリング指標的な部分なので、定点観測としての数値となるかと思うのですが、本来ですと、ウェルビーイング指標的な形で、若者たちがどういうふうな状態にあるのかということの主観的にどう認識しているのかということを見ていくのもあり得るかなと、今お聞きして感じました。では、照井委員、それを踏まえて御意見等をいただけたらと思います。

○照井委員

私も見落としていたところもありましたので、ありがとうございます。

2つありまして、1つは基本方針の構造的なものと思っています。今ちょうど 13 ページの話題が挙がりまして、基本方針の3つが並んできていて、今日のこの3つの観点で話を進めてきたと思うのですが、私が見て思ったのは、3つの関係は、こうして列挙されるものというよりは、全て接続してくると思っています。例えば、3番の健やかに成長していく、自立ができるというふうにして全ての子ども・若者がかけがえのない時期にと続いています。そういう子ども・若者の健やかな成長があるから、2番の夢や希望に向けてチャレンジができるというふうになっていくのではないかと考えていて、そういうチャレンジができるということで、将来ステージとして結婚や妊娠・出産というライフステージを迎えることができるという、そういう全て流れなのかなと思っているので、3つを列挙するというよりは、こういう流れでこの3つが総合的にクリアしていけるのではないかなということが、図であったり、文言であったり、もう少し目立つ形で冒頭部分にあってもいいんじゃないかなと思ったのが1点目です。

2点目は、構造とも関係するのですが、どちらかという戦略観みたいな話です。どうしても文章上、例えば「はじめに」のところもそうですが、少子化に歯止めをかける、あるいはここにはちょっと文言としてはありませんが、人口減少に歯止めをかけるというのは、こういう施策の計画案だったり、文章の中にはよくあるかなと思っているのですが、現実的に人口の問題は予測ではなくて、確実に現れてくる問題と認識していて、この歯止めをかけていくために何に取り組んでいくかというのは、同時進行で話し合わなければいけないと思うのですが、話の方向として、どう戦略的に縮んでいくかという方向も一つ持つというのは大事かと思っています。

それが具体的にどういうことに現れてくるかという、今日お話が挙げたところで言えば、学習塾か何かの助成の話がありました。現れてくるのはそういうところかと思っています、その費用がかかってくる、これは今大変な状態にあって、だから助成をしようという、必要な方に必要なお金を渡していくというのもそうですけれども、戦略的に縮むということを見ると、縮んでいっているからできる価値の創造というのは確かにあると思っています、例えば自分が知っている例で言うと、行政が関わっているものなので事例と

して知っていたのは、スタディー・クーポンを打ち出して、事業の名称としてコレクティブ・インパクトというものがあつたのですが、クラウドファンディングとかで、普通のお金を徴収し、それをスタディーのクーポン化をして学習塾に渡していく。それで子供たちがお金をかけずに学習塾のサービスを受け取ることができるという策もあつたりして、困っている人がいるので助けていきましょうというより、しぼんでいっているからこそ、行政やNPOや民間が協働して今打ち出せてきている新たな価値もあつて、そういうものがなかなか乗っかりにくいのかなというのも印象として感じていたので、構造と戦略を整頓していくというのは、具体的にこのページのここを修正したいとかということではないので、なかなか発言が難しかったのですが、そういうことを考えていくのは重要なのかなと思いました。以上です。

○荒井会長

貴重な御意見ありがとうございます。合計3点いただきましたが、1点目は先ほどフォローさせていただいたつもりですので、2点目のポンチ絵の部分については、今回この時点でこの計画に入れるということは難しいと思いますけれども、構造的に、確かにストーリーというのはすごく重要ななと思いますので、今後、様々なところでこちらを説明される際には、一枚物のポンチ絵というのはあってもいいかなという気がしました。流れが、人の育ちという点で見えていくほうがいいかなと感じました。

最後の部分に関しては、仕組み化、戦略・戦術の話かと思っておりますので、計画の組み立てとなかなか相いれない部分もあるかと思っておりますけれども、非常に重要な視点ではないかなと、公助の役割をどう捉えるのかということにも関わってくると思っておりますので、もしよろしければ、一言コメントをいただいてと思っておりますが、いかがでしょうか。

○塩原課長

公助の在り方をどうしていくのかというのは非常に大きなテーマだと思っております。この計画には少し書き切れない部分があるかと思っております。

一例を申し上げますと、来年度は信州型フリースクール等の検討をしてみたいと思っておりますし、常に民間と協働した学びの支援の在り方等については計画に記載せずとも、常に我々としては新しいものを取り入れて検討していかなければいけないと思っておりますので、それはこども若者局として、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○荒井会長

ありがとうございます。13ページ、そしてとりわけ14ページ、こちらの基本姿勢のところ、連続で今後も施策形成を経て施策の展開をしていくという意味では、忘れてはならない部分かと思っておりますので、ぜひ御考慮いただけたらと思っております。

司会の不手際で時間が超過してしまつて申し訳ありませんでした。様々な観点から御意見をいただきましたので、改めて何のために何をする必要があるのかというシンプルな問いに向き合いながら、ぜひ今後も施策を展開していただけたらと思っております。

では、私のほうからは以上になりますので、事務局に、今後の展開も踏まえてまとめていただけたらと思っております。ありがとうございます。

○井原補佐

荒井会長、ありがとうございました。今回をもちまして令和4年度の長野県青少年問題協議会は全て終了ということになります。

計画のほうは、先ほどの御意見を踏まえまして、また事務局のほうで検討させていただき、最終的なものを作成したいと思っております。

来年の話になりますけれども、令和5年度の第1回協議会につきましては、今のところ本年7月13日木曜日の午後1時30分からを予定しております。また、こちらにつきましては通知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 閉 会

○井原補佐

それでは、今日の協議会ですが、以上をもちまして閉会となります。皆様、お疲れさまでした。

(了)